

互 助 会 規 定

(名称及び事務所)

第1条 本会は、西多摩医師会互助会と称し、事務所を西多摩医師会館内に置く。

(構成)

第2条 本会は一般社団法人西多摩医師会の正会員を以って組織する。ただし準会員もその主旨に賛同した者は入会できるものとする。

(目的)

第3条 会員相互の扶助および親睦を目的とする。

(会費)

第4条 本会の会員は、次号に掲げる入会金及び会費を負担するものとする。

- (1) 入会金は入会の際 10,000 円を納入する。
- (2) 会費は、月額 2,000 円とする。
- (3) 必要を生じたときは、臨時会費を徴収することができる。

2 正当な理由なくして、会費を 6 ヶ月以上滞納した場合は、共済給付を行わない。

(事業)

第5条 本会は、共済給付と会員相互の親睦を図る事業を行う。

1 共済給付

- (1) 弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 火災見舞金
- (4) 自主退会時還付金

2 親睦事業

- (1) 納涼会、クリスマス会その他の懇親会
- (2) 部活動の支援

3 前項以外の事業については、理事会の決議によりこれを行うことができる。

(共済給付の額)

第6条 共済給付の金額は、原則として以下によるものとし、特別の場合には役員会に於いて決定する。

(1) 弔慰金

1. 会員死亡の場合	互助会在籍 10 年以上	50 万円
"	" 10 年未満	30 万円
2. 会員配偶者死亡の場合	" 10 年以上	20 万円
"	" 10 年未満	10 万円
3. 会員の親または子供死亡の場合		5 万円

- (2) 傷病見舞金
会員が傷病に罹り 1 ヶ月以上休業した場合、または 14 日以上入院を要した場合 10 万円
- (3) 火災見舞金
会員の住居、診療所の火災について給付を行う
額は半焼以上 20 万円
- (4) 自主退会時還付金
会員として 20 年以上在籍し、自主的に退会を申し出た場合 20 万円

(役 員)

- 第 7 条 本会の事業を運営するため役員を置く。(一般社団法人西多摩医師会の役員をもって充てる)
- 2 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じたときの補充役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員会)

- 第 8 条 本会の役員会は、一般社団法人西多摩医師会の正副会長及び総務・経理・福祉担当理事及び監事をもって構成し、理事は会務の執行上必要な事項を審議し、また総会に於いて委託された権限の事項を実行に移すものとする。監事はその業務及び経理を監査するものとする。

(総 会)

- 第 9 条 総会は、毎年 1 回年度終了後 3 箇月以内に開催し、会務の報告をなし、必要事項を審議する。ただし、必要と認めるときは、会長は臨時総会を招集することができる。

(会 計)

- 第 10 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とし、本会の資産は会長が管理する。
- 2 監事は、年度末に本会の収支決算を監査し、その結果を総会に於いて報告する。
- 3 年度末に生じた剰余金は、原則として次年度に繰り越すものとする。

(規則の変更)

- 第 11 条 本会規則の変更を要するときは、理事会の議を経て総会に諮り決定する。

(附 則)

- 規則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
平成 25 年 6 月 20 日一部改訂